基安発 0113 第 3 号
平成 28 年 1 月 13 日

一般社団法人全国建設業協会会長　殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
（公印省略）

転倒災害の防止に向けた取組について（協力要請）
－「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」による転倒災害の防止－

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、休業４日以上の死傷災害のうち最も件数が多い転倒災害の減少を図るため、平成 27 年１月から「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」を開始し、関係各位におかれても周知等に御協力いただきました。その結果、平成 27 年 11 月末速報値では、全国の転倒災害の件数は前年同期比で 2.8％の減少となるなど、一定の成果が得られたところです。

しかしながら、転倒災害は依然として休業４日以上の死傷災害の中で最も件数が多く、平成 24 年同期比でみるとわずかな減少にとどまっており、平成 29 年までに休業４日以上の死傷災害を平成 24 年比で 15％以上減少させることを目標とした第 12 次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要となっています。

このような状況を踏まえ、昨年取り組んだ「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト 2015」を、期限を設けずに継続することとし、本年から「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」（別添）として取り組むこととしましたので、貴団体におかれましても、傘下の会員事業場に対し、プロジェクトについて引き続き周知いただくとともに、趣旨をご理解の上、一層の取組の推進を働きかけていただきますよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、後日改めてプロジェクトのパンフレット等をお送りすることとしていますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト実施要綱

１　趣旨

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成27年１月20日から平成27年12月31日までを実施期間とする「STOP！転倒災害防止プロジェクト2015」に基づき、休業４日以上の死傷災害の２割以上を占める転倒災害の防止に重点的に取り組んできた。その結果、平成27年11月末速報値では、全国の転倒災害の件数は前年比で2.8%の減少となるなど、一定の成果が得られたところである。

しかしながら、転倒災害は依然として休業４日以上の死傷災害の中で最も件数が多く、平成24年同期比でみるとわずかな減少にとどまっており、平成29年までに休業４日以上の死傷災害を平成24年比で15%以上減少させることを目標とした第12次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として、「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を発展・継続させ、「STOP！転倒災害プロジェクト」として実施するものである。

なお、プロジェクトの実効を上げるため、例年、積雪や凍結による転倒災害が多発する２月、全国安全週間の準備月間である６月を重点取組期間とする。

２　主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

３　実施者

各事業場

４　主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、厚生労働省と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

（１）厚生労働省の実施事項

①　転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布

②　ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知

③　本プロジェクトを効果的に推進するための各種団体等への協力要請

④　都道府県労働局、労働基準監督署によるチェックリストを活用した事業場への指導

（２）各労働災害防止団体の実施事項

①　会員事業場等への周知啓発

②　事業場の転倒災害防止対策への指導援助

③　転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援

④　転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

⑤　転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

５　実施者の実施事項

（１）重点取組期間に実施する事項

①　２月の実施事項

ア　安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議

イ　チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発

②　６月の実施事項

職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

（２）一般的な転倒災害防止対策

①　作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

②　４S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去

③　照度の確保、手すりや滑り止めの設置

④　危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

⑤　転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進

⑥　作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進

⑦　定期的な職場点検、巡視の実施

⑧　転倒予防体操の励行

（３）冬季における転倒災害防止対策

①　気象情報の活用によるリスク低減の実施

ア　大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築

イ　警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知

ウ　気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

②　通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

ア　屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保

イ　事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施

ウ　屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知

エ　凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し